

# 1 第3次千葉市学校教育推進計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 第3次千葉市学校教育推進計画（以下「計画」という。）の策定及び変更に関し、必要な審議を行うため、第3次千葉市学校教育推進計画策定本部（以下「策定本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 策定本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及び変更に必要な事項を審議すること。
- (2) その他計画の策定及び変更に関し必要な事項。

(策定本部)

第3条 策定本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 策定本部に本部長を置き、教育長をもってこれに充てる。
- 3 本部長は、会務を総理し、策定本部を代表する。
- 4 本部長は、策定本部の会議を招集し、その議長となる。
- 5 策定本部に副本部長を置き、教育次長の職にある者をもってこれに充てる。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 策定本部の円滑な運営を図るため、策定本部に幹事会を置く。（幹事会）

第4条 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 幹事会に幹事長を置き、学校教育部長の職にある者をもってこれに充てる。
- 3 幹事長は、幹事会の会議を主宰する。
- 4 幹事会に副幹事長を置き、学校教育部参事の職にある者をもってこれに充てる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会は、計画に関する具体的な事項を検討し、調整した結果を本部長に報告する。
- 7 幹事長は、必要に応じ作業部会を置くことができる。

(資料の提出等)

第5条 本部長及び幹事長は、それぞれの会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定本部の庶務は、学校教育部教育改革推進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（策定本部）

教育長	総務部長
教育次長	総合政策部長
教育総務部長	財政部長
学校教育部長	こども未来部長
生涯学習部長	
学校教育部参事	

別表第2（幹事会）

教育総務部長	小学校長会長
学校教育部長	中学校長会長
学校教育部参事	千葉高等学校校長
教育総務部総務課長	稻毛高等学校校長
教育総務部企画課長	
教育総務部学校施設課長	総務部総務課長
教育総務部教育職員課長	総合政策部政策企画課長
教育総務部教育給与課長	財政部資金課長
学校教育部学事課長	こども未来部こども企画課長
学校教育部教育改革推進課長	こども未来部健全育成課長
学校教育部教育指導課長	
学校教育部教育支援課長	
学校教育部保健体育課長	
学校教育部教育センター所長	
学校教育部養護教育センター所長	
生涯学習部生涯学習振興課長	
生涯学習部文化財課長	
中央図書館長	